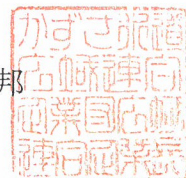


かずさ水道広域連合企業団告示第40号

令和4年度人事行政の運営等の状況の公表について
地方公務員法第58条の2及びかずさ水道広域連合企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第18号）第4条の規定により、令和4年度人事行政の運営等の状況について別紙のとおり公表する。

令和5年12月28日

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長 渡辺 芳 邦



人事行政の運営等の状況の公表について

地方公務員法第58条の2及びかずさ水道広域連合企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条の規定により、かずさ水道広域連合企業団職員の給与、勤務条件などの人事行政の運営等の状況について公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況（各年4月1日現在）

| 区分 | 令和4年 | 令和5年 | 増減 | 主な増減理由 |
|-----|----------------------|----------------------|-------------------|---------------|
| 職員数 | 154 (3) 人 [169] | 156 (1) 人 [169] | 2 (-2) 人 [0] | 採用、退職、派遣職員の増減 |

注1) ()内は、再任用等短時間勤務職員の職員数で外数です。

2) []内は、条例定数です。

3) 会計年度任用職員は含みません。

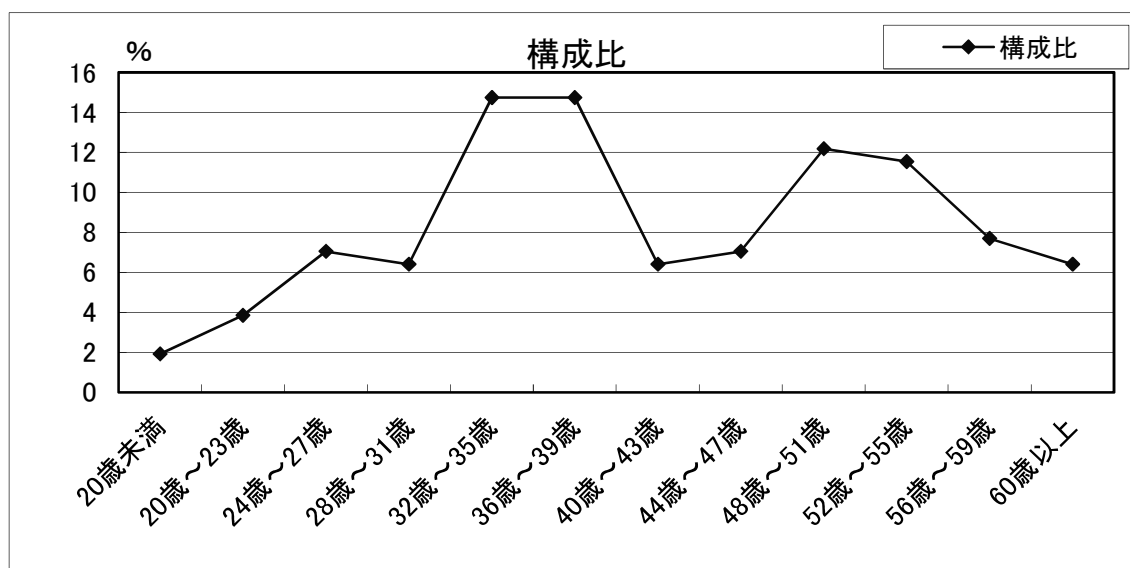
(2) 採用及び退職の状況（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

| 採用者数 | 退職者数 | | |
|------|------|--------|----|
| | 定年退職 | 定年以外退職 | 合計 |
| 9人 | 0人 | 4人 | 4人 |

注) 採用者数は構成団体からの身分移行21人を含めた人数です。

(3) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）

| 区分 | 20歳未満 | 20歳～23歳 | 24歳～27歳 | 28歳～31歳 | 32歳～35歳 | 36歳～39歳 | 40歳～43歳 | 44歳～47歳 | 48歳～51歳 | 52歳～55歳 | 56歳～59歳 | 60歳以上 | 計 |
|-----|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|------|
| 職員数 | 3人 | 6人 | 11人 | 10人 | 23人 | 23人 | 10人 | 11人 | 19人 | 18人 | 12人 | 10人 | 156人 |
| 構成比 | 1.92% | 3.85% | 7.05% | 6.41% | 14.74% | 14.74% | 6.41% | 7.05% | 12.18% | 11.54% | 7.69% | 6.41% | 100% |



(4) 級別職員数の状況（令和4年4月1日現在）

| 区分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 |
|----|---------------|-----------|----------|
| 9級 | 事務局長 | 1 人 | 0.64 % |
| 8級 | 次長、技師長、参事、技監 | 1 人 | 0.64 % |
| 7級 | 課長、副参事、副技監 | 9 人 | 5.77 % |
| 6級 | 副課長、主幹、室長 | 14 人 | 8.97 % |
| 5級 | 班長、副主幹 | 40 (1) 人 | 25.64 % |
| 4級 | 主査 | 12 人 | 7.69 % |
| 3級 | 副主査、主任主事、主任技師 | 43 人 | 27.56 % |
| 2級 | 主事、技師 | 20 人 | 12.82 % |
| 1級 | 主事、技師 | 16 人 | 10.26 % |
| 計 | | 156 (1) 人 | 100.00 % |

注1) かずさ水道広域連合企業団職員の給与に関する規程に基づく給料表の級区分による職員数です。

2) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

3) ()内は、再任用等短時間勤務職員の職員数で外数です。

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法では、職員の執務について定期的に人事評価を行い、人事評価を任用や給与など人事管理の基礎として活用するものとされています。

令和4年度は、次の内容で実施しました。

評価期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

評価対象者 企業団に在職する職員（再任用等職員を含む。臨時的及び非常勤職員は除く。）

評価項目 [業績評価] 業務目標に取り組む職務遂行過程で発揮される能力の程度を評価
[能力評価] あらかじめ設定した業務目標の達成度を評価

3 職員給与の状況

(1) 職員給与費の状況

ア 令和4年度決算

| 総費用 A | 純損益又は 実質収支 | 職員給与費 B | 総費用に占める 職員給与費比率 B/A |
|------------|---------------|------------|---------------------------|
| 千円 | 千円 | 千円 | % |
| 22,930,044 | 815,368 | 1,277,912 | 5.57 |

注1) 総費用は、水道事業費用(受託工事分及び他会計負担金を除く。)と資本的支出のうち建設改良費の額です。

2) 職員給与費は、一般職の職員給与費に法定福利費(共済組合負担金等)を含めた額です。

イ 令和5年度予算

| 職員数 A | 給 与 費 | | | | 1人当たり給与費 B/A |
|----------|---------|---------|---------|-----------|-----------------|
| | 給 料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | |
| 人 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 164 | 624,598 | 160,451 | 257,618 | 1,042,667 | 6,358 |

注1) 給与費は、当初予算に計上された額です。（企業長・副企業長を除く。）

2) 職員手当には、退職手当を含みません。

(2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

| | | |
|--------|----------|----------|
| 平均年齢 | 基本給 | 平均月収額 |
| 40.4 歳 | 331,411円 | 496,791円 |

注1) 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2) 平均月収額には、期末手当・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

| | |
|---------------------|----------|
| 1人当たり平均支給額（令和4年度） | |
| 954 千円 | |
| （令和4年度支給割合） | |
| 期末手当 | 勤勉手当 |
| 2.40 月分 | 2.000 月分 |
| （加算措置の状況） | |
| 職制上の段階、職務の級等による加算措置 | 5～20% |

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

| （支給率） | 自己都合 | 勸奨・定年 |
|--------------------|------------|--------------|
| 勤続20年 | 19.6695 月分 | 24.586875 月分 |
| 勤続25年 | 28.0395 月分 | 33.270750 月分 |
| 勤続35年 | 39.7575 月分 | 47.709 月分 |
| 最高限度額 | 47.709 月分 | 47.709 月分 |
| その他の加算措置 | | |
| 定年前早期退職特例措置 2%～30% | | |
| （退職時特別昇給 なし） | | |
| 1人当たり平均支給額 | | |
| 定年（0人） | | 0 千円 |
| その他（4人） | | 0 千円 |

注) 退職手当の支給額は、前年度に退職等をした職員に支給された額です。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

| | | |
|------------------------|----|--------------------|
| 支給実績（令和4年度決算） | | 31,343 千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算） | | 199,635 円 |
| 支給率 | 5% | 支給対象職員数（4年度） 157 人 |

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

| 支給実績（令和4年度決算） | | 496 千円 | |
|--------------------------|----------|-------------------------------|--------------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算） | | 35,400 円 | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度） | | 8.92 % | |
| 手当の種類（手当数） | | 6 種類 | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 高所作業手当 | 技術職員 | 高さ10メートル以上の足場の不安定な場所における業務に従事 | 日額 200 円 |
| 深所作業手当 | 技術職員 | 深さ3メートル以上の危険を伴う深所における業務に従事 | 日額 200 円 |
| 高電圧作業手当 | 技術職員 | 高電圧を有する電流の送電中における受送電設備の作業に従事 | 日額 280 円 |
| 活性炭注入作業手当 | 技術職員 | 浄水場において活性炭溶解作業に従事 | 日額 280 円 |
| 劇物等取扱作業手当 | 技術職員 | 劇物の取扱作業に従事 | 日額 280 円 |
| 用地交渉作業手当 | 技術職員 | 用地交渉作業に従事 | 日額 1,000 円 |

オ 時間外勤務手当

| | | |
|--------------------------|--|-----------|
| 支給実績（令和4年度決算） | | 43,194 千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算） | | 275,121 円 |

注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 支給実績 (4年度決算) | 支給職員1人当たり 平均支給年額 (4年度決算) |
|-----------------|---|-----------------|--------------------------------|
| 管理職手当 | ○管理又は監督の地位にある職員 職に応じて47,500円～108,100円を支給 | 千円 14,172 | 円 590,500 |
| 初任給調整手当 | ○特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用 による欠員補充が困難あるいは特別な事情が あると認められる職に採用された職員に一定 期間支給 | 千円 0 | 円 0 |
| 扶養手当 | ○配偶者 6,500円 ○子 10,000円 16～22歳の子1人につき加算する額 5,000円 ○配偶者、子以外の扶養親族 6,500円 | 千円 11,270 | 円 194,309 |
| 住居手当 | ○借家・借間居住者 (月額家賃16,000円を超える場合に限り) 家賃額に応じて28,000円を限度に支給 | 千円 10,072 | 円 265,051 |
| 通勤手当 | ○電車・バスを利用する場合 最も経済的かつ合理的であると認められる 交通機関の6か月定期券等の額 ○自動車等を使用する場合 使用距離に応じて4,100円～28,090円を支給 | 千円 17,689 | 円 122,841 |
| 休日勤務手当 | ○祝日法による休日及び年末年始の休日又は 休日の代休日の正規の勤務時間中に勤務した 職員に支給 時間単価の135%×時間数 | 千円 421 | 円 22,135 |
| 夜間勤務手当 | ○正規の勤務時間として午後10時から翌日の 午前5時までの間に勤務した職員に支給 時間単価の25%×時間数 | 千円 0 | 円 0 |
| 宿日直手当 | ○正規の勤務時間以外の時間又は休日等に、 本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした 場合に支給 | 千円 0 | 円 0 |
| 管理職員特別勤務手当 | ○管理又は監督の地位にある職員が、臨時又 は緊急の必要その他の公務の運営の必要によ り週休日等に勤務した場合に支給 ○管理又は監督の地位にある職員が、災害へ の対処その他の臨時又は緊急の必要により週 休日等以外の日の午前0時から午前5時までの 間に勤務した場合に支給 | 千円 119 | 円 17,000 |
| 特定任期付職員 業績手当 | ○特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を 挙げたと認められる職員に支給 | 千円 0 | 円 0 |

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（令和5年4月1日現在）

| 区分 | 勤務時間 | 開始時刻 | 終了時刻 | 休憩時間 |
|----------------|------------------------------|---------|---------|------------------|
| 月曜日から 金曜日まで | 1日につき7時間45分 1週間につき38時間45分 | 午前8時30分 | 午後5時15分 | 午後0時から 午後1時まで |

(2) 休暇・休業制度の種類及び概要（令和5年4月1日現在）

ア 有給休暇

| 休暇の種類 | 休暇の概要 | 日数等 |
|-------|---|---------------------------|
| 年次休暇 | 1年度につき最高20日付与される休暇 (20日を限度として翌年度に繰り越すことができる) | 1年度につき20日 |
| 療養休暇 | 職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある場合に付与される休暇（医師の証明が必要） | 90日（結核性疾患の場合は勤続年数により最高3年） |
| 特別休暇 | 選挙権の行使、結婚、災害等による交通の遮断、その他の特別な事由により付与される休暇 | 必要と認める期間 |

イ 無給休暇・休業

| 休業の種類 | 休業の概要 | 日数等 |
|-------|---|---------------------------------|
| 看護休暇 | 負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者、2親等以内の親族の看護をするために付与される休暇（医師の証明が必要） | 1年度につき180日 |
| 育児休業 | 地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、子の養育のために付与される休暇 | 子が満3歳になるまで (期間中無給) |
| 部分休業 | 地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要な場合付与される休暇 | 子が小学校就学の始期に達するまで（1日2時間以内、時間分減額） |

5 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分の状況

| 区分 | 降任 | 免職 | 休職 | 降給 |
|-------|----|----|----|----|
| 令和4年度 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

注) 分限処分は、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合に、職員の意に反して行われる処分で、公務能率の維持を目的としてなされています。

(2) 懲戒処分の状況

| 区分 | 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 |
|-------|----|----|----|----|
| 令和4年度 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

注) 懲戒処分は、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分で、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされます。

6 職員のサービスの状況

(1) 年次有給休暇の取得状況

| 区分 | 平均取得日数 | 消化率 |
|-------|--------|-------|
| 令和4年度 | 13日 | 0.33% |

(2) 育児休業・部分休業の取得状況

| 区分 | 育児休業 | | 部分休業 | |
|-------|------|------|------|-----------|
| | 取得者数 | 取得日数 | 取得者数 | 取得日数又は時間数 |
| 令和4年度 | 1人 | 91日 | 0人 | 0時間 |

注1) 育児休業は、子が3歳に達する日まで取得できます(期間中無給)。

2) 部分休業は、子が小学校就学の始期に達するまで1日2時間の範囲内で取得できます(時間分減給)。

7 職員の退職管理の状況

退職管理の適正を確保するため、営利企業等に再就職した職員による現職職員への依頼等を規制する改正地方公務員法が平成28年4月1日に施行されました。

当企業団では、かずさ水道広域連合企業団職員の退職管理に関する規則を制定し、職員の退職管理の適正化に取り組んでいます。

令和4年度退職者の再就職等の状況

| 区分 | 人数 |
|----------------|----|
| 営利企業等に再就職した者 | 0 |
| 企業団の再任用職員となった者 | 0 |
| その他(在家庭など) | 4 |
| 計 | 4 |

8 職員の研修の状況

職員の資質の向上、専門的知識の習得及び資格の取得を目的として、公益社団法人日本水道協会、千葉県自治研修センター及び君津郡市広域市町村圏事務組合のほか、外部機関が実施する研修に参加しています。

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

千葉県市町村職員共済組合及び千葉県市町村職員互助会に加入し、職員の短期給付(医療関係等)、長期給付(年金関係)事業等の福利厚生事業の実施を委任しています。

(2) 公務災害補償制度

地方公務員法及び地方公務員災害補償法に基づき、職員の公務上の災害又は通勤による災害によって生じた負傷・疾病等に対し、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

令和4年度は、公務災害及び通勤災害はありませんでした。

公務災害及び通勤災害の認定件数(令和4年度)

| 区分 | 認定件数 | | |
|------|------|----|----|
| | 負傷 | 疾病 | 計 |
| 公務災害 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 通勤災害 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 計 | 0件 | 0件 | 0件 |

(3) 労働安全衛生

労働安全衛生法等に基づき、事業所ごとに必要な衛生委員会、安全部門会議及び衛生部門会議を設置し、職員の安全と健康の確保や快適な職場環境の形成に努めています。

また、職員の健康状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、一般職員等を対象とした定期健康診断及びストレスチェック並びに水質検査業務に従事する職員を対象とした特殊健康診断を実施するとともに、有機溶剤及び特定化学物質を取り扱う作業場の作業環境測定を実施しています。